

【検討が必要な項目について】

※末尾の数字は【資料 2】の番号

最初に議論していただくもの

- ☐ 住民投票 (48) (49) ⇒ (資料 3-2)
- ☐ 議会 (44) ~ (47) ⇒ (資料 3-1)

プロセス検討会案があるもの

- ☐ 第 2 条 『地域コミュニティ』の定義について (7)
- ☐ 第 2 条 『市民活動』の定義について (8)
- ☐ 第 4 条 『知る権利』について (9)
- ☐ 第 6 条 条文の表現方法 (13)
- ☐ 第 8 条 条文の表現方法 (17)
- ☐ 第 10 条 事業者、教育機関のまちづくりへのかかわり (20) ~ (22)
- ☐ 第 13 条、第 16 条 『市の支援』について (30) ~ (32)
- ☐ 第 14 条 『市民活動団体の役割』について (33)
- ☐ 第 20 条 『附属機関等の委員』について (35)
- ☐ 第 22 条 『職員の育成・意識改革』について (36)
- ☐ 第 26 条 『協働のまちづくり推進委員会』について (38)
- ☐ 第 27 条 『協働のまちづくり推進委員会』について (39)
- ☐ 第 28 条 『条例の位置付け』について (40)
- ☐ まちづくり基本条例と総合計画の関係 (56) …想定質問 Q16
- ☐ まちづくり条例、協働について (57) (58) …想定質問 Q12
- ☐ 罰則規定 (71) …想定質問 Q28

プロセス検討会案がないもの

- ☐ 参加・参画の文言の整理 (10、11) ⇒ (資料 4 - 2)
- ☐ 『協働』の定義について (6) ⇒ (資料 4 - 3)
- ☐ 市に関する条文【「～しなければならない」、「～ものとする」、「～努めなければならない」、「～努めるものとする」】(43) ⇒ (資料 4 - 4) …想定質問 Q11
- ☐ 第 18 条、第 21 条について (34) ⇒ (資料 2 別紙)

中間案で共有できなかったもの

- ☐ 中間支援 (組織、機能) ⇒ (資料 3-3)

「参加」・「参画」が含まれる条文

前文		私たちは、市民としての役割を自覚し、まちづくりに積極的に <u>参加、参画</u> していかなければなりません。
1条	目的	この条例は、市民の <u>参加</u> と協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、市民と市の役割を明らかにし、共に考え協力し、行動することにより、個性豊かで活力のある自立した地域社会の実現を図ることを目的とする。
2条	定義	(6) 地域コミュニティ地域住民が自主的に <u>参加</u> し、その総意と協力により、住み良い地域社会を構築することを目的として構成された集まりをいう。
3条	基本理念	市民は、自らの意思によって主体的にまちづくりに <u>参加、参画</u> するよう努めるものとする。
4条	市民の権利	市民は、安心、安全な生活環境を目指して、まちづくりに <u>参加、参画</u> する権利を有する。
		3 市民は、まちづくりに <u>参画</u> するために必要な情報の提供を受ける権利を有するとともに、市の保有するまちづくりに関する情報を知る権利を有する。
5条	市民の役割	市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、積極的にまちづくりに <u>参加</u> するよう努めるものとする。
12条	地域コミュニティ活動の推進	市民は、地域コミュニティ活動を理解し、地域活動に主体的に <u>参加</u> 、協力するよう努めるものとする。
15条	市民活動の推進	市民は、市民活動への理解を深め、自発的にその活動に <u>参加</u> 又は協力するよう努めるものとする。
17条	市民参画機会の保障	第4章 市民 <u>参画</u> (市民 <u>参画</u> 機会の保障) 第17条 市民は、総合計画その他の市の基本的な計画の立案から実施及び評価に至る過程において <u>参画</u> することができる。
		2 市は、市民が市政に <u>参画</u> する権利を保障するため、 <u>参画</u> 機会の確保に努めなければならない。
26条	所掌事務	(2) 市民 <u>参画</u> 推進の施策に関すること。

《市民の活動領域》 《行政の活動領域》

市民相互の協働・市民と行政の協働

市に関する条文

7条	協働の 環境づくり	2 市は、協働を推進するため、総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。
8条	人づくり	市は、まちづくりの担い手を発掘又は育成するための必要な施策を講ずるものとする。 2 市は、まちづくりを支える人材を支援するための必要な施策を講ずるものとする。
13条	地域コミュニティ 活動への支援	市は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、地域コミュニティに対してまちづくりに関する情報の提供や活動拠点の整備など必要な支援をすることができる。
16条	市民活動団体 への支援	市は、市民活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、市民活動団体に対して必要な支援をすることができる。
17条	市民参画機会 の保障	2 市は、市民が市政に参画する権利を保障するため、参画機会の確保に努めなければならない。
18条	行政運営	市は、市民の意思が適切に反映されるよう、行政運営を行わなければならない。
19条	パブリック・ コメント	市は、総合計画その他の市の基本的な計画を策定するときは、事前に案を公表し、市民の意見等を求めるものとする。 2 市は、前項で提出された意見等に対する市の考え方を公表しなければならない。
20条	附属機関等 の委員	市は、附属機関等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及びこれらに類する合議制の組織をいう。以下同じ。)の委員に市民を選任するときは、その全部又は一部を公募により選考するよう努めるものとする。 2 市は、附属機関等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成及び地域性等を考慮し、幅広い分野から人材を登用するとともに、市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。
21条	行財政運営	市は、健全な財政運営に努めるとともに、財政状況についてわかりやすい資料を作成し、公表しなければならない。 2 市は、効率的で質の高い行政サービスの提供を図り、市民の満足度の向上に努めなければならない。 3 市は、社会経済情勢の変化や多様化する課題等に的確に対応するため、市民にわかりやすく機能的で効率的な組織運営に努めるものとする。
23条	説明責任	市は、施策の立案から実施及び評価の各段階において、その内容や効果等を市民にわかりやすく説明するよう努めるものとする。 2 市は、市民からの市政に関する質問、意見、要望等に対し、適切かつ誠実に応えるよう努めるものとする。
24条	情報の提供	市は、協働を推進するため、まちづくりに関する情報を、適切な時期、適切な方法により、市民に提供するよう努めるものとする。
28条	条例の位置づけ	この条例は、まちづくりの基本原則であり、市は、他の条例、規則等を定める場合においては、この条例で定める事項を最大限に尊重しなければならない。
29条	条例の見直し	市は、必要に応じ、この条例の見直しを行うものとする。